

審 査 基 準

令和 6 年 9 月 2 日作成

法令名	道路交通法
根拠条例	第104条の 4 第 4 項
処分の概要	申出に係る免許証の交付
現権者	埼玉県公安委員会 (仮免許証の再交付については、埼玉県警察本部長)
法令の定め	道路交通法第104条の 4 第 1 項(申請による取消し)、第107条の 1 (免許証の返納等)、道路交通法施行令第39条の 2 (申請による取消しの基準)、道路交通法施行規則第30条の 9 (取消しの申請等)
審査基準	
標準処理期間	即日
申請先	埼玉県公安委員会告示(自動車及び一般原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所について)に基づく、警察本部交通部運転免許センター運転免許課又は所轄警察署(鴻巣警察署を除く)
問合せ先	警察本部交通部運転免許センター運転免許課免許登録係 (084-543-2001) 又は、警察署の交通課(鴻巣警察署を除く)
備考	